

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-13859

(P2017-13859A)

(43) 公開日 平成29年1月19日(2017.1.19)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 5/54 (2006.01)	B 6 5 D 5/54 E	3 E 0 6 0
B 6 5 D 5/42 (2006.01)	B 6 5 D 5/42 C	

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2015-132831 (P2015-132831)
 (22) 出願日 平成27年7月1日 (2015.7.1)

(71) 出願人 505437044
 広瀬 康男
 東京都足立区西新井2-16-2
 (74) 代理人 110000176
 一色国際特許業務法人
 (72) 発明者 広瀬 康男
 東京都足立区西新井2-16-2
 Fターム(参考) 3E060 AA03 AB05 BA02 BA06 BC04
 CE04 CE07 CE08 CE12 CE15
 CE18 CE19 CE30 DA06 DA14
 DA30 EA20

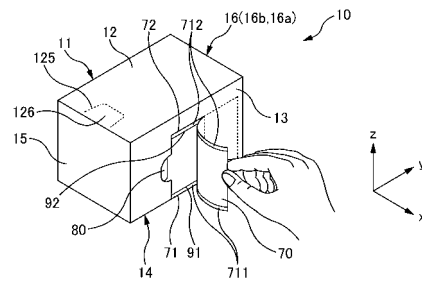
(54) 【発明の名称】 包装箱

(57) 【要約】

【課題】堅牢性を備えるとともに情報表示片を容易かつ綺麗に切り離すことが可能な包装箱を提供する。

【解決手段】包装箱10は、筒体を構成する4つの側面板(第1側面板11、正面板12、第2側面板13、及び背面板14)と、2つの端面板(第1端面板15(天面板)及び第2端面板16(底面板))とを備える。包装箱10は、少なくとも何れかの側面板の面内に情報表示片70となる略矩形形状の領域が設けられ、上記領域の第1の辺71は折曲線(山折線41)に沿って設けられ、当該第1の辺71に沿って第1の破断線が形成され、第1の辺71に対向する第2の辺72に第2の破断線が形成され、上記領域の裏面側に、第1の辺71に沿って第1の切り込み線91が、第2の辺72に沿って第2の切り込み線92が、夫々形成され、上記領域の他の2辺に相当する部分に破断線が形成されている。

【選択図】 図7



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

4つの側面板と、前記4つの側面板により構成される筒体の各端面に設けられる2つの端面板と、を備えて構成される略直方体状の包装箱であって、

ブランクを組み立てることにより構成され、

前記ブランクは、互いに平行に設けられた折曲線を介して接続された前記4つの側面板と、前記4つの側面板の接続方向の一端に前記折曲線に平行な折曲線を介して延設された接続片とを有し、

前記筒体は、前記ブランクを前記折曲線において折り曲げるとともに前記接続片を前記4つの側面板の接続方向の他端の前記側面板に接着し、前記ブランクを立体的に立ち上げる

10

ことにより構成され、

少なくとも何れかの前記側面板の面内に情報表示片となる略矩形の領域が設けられ、前記領域の第1の辺は、当該領域が設けられている前記側面板の前記折曲線の近傍に当該折曲線に沿って設けられ、

前記第1の辺に相当する部分に当該第1の辺に沿って第1の破断線が形成され、

前記領域の、前記第1の辺に対向する第2の辺に相当する部分に当該第2の辺に沿って第2の破断線が形成され、

前記領域の裏面側に、前記第1の辺の近傍に当該第1の辺に沿って第1の切り込み線が、前記第2の辺の近傍に当該第2の辺に沿って第2の切り込み線が、夫々形成され、前記第1の切り込み線及び前記第2の切り込み線は、いずれも前記ブランクの厚みの一部を残して切り込まれ、

20

前記領域の、前記第1の辺又は前記第2の辺と垂直な他の2辺に相当する部分に、当該他の2辺の夫々に沿って破断線が形成されている

ことを特徴とする包装箱。

【請求項 2】

請求項1に記載の包装箱であって、

前記領域が形成されている前記側面板の面内に、前記領域の前記第1の辺又は前記第2の辺と垂直な他の一辺に隣接して、外部から押圧することにより破断する破断部が形成されている

ことを特徴とする包装箱。

30

【請求項 3】

請求項1又は2に記載の包装箱であって、

前記第1の破断線は、ミシン目、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、及びつなぎ部分を有する切り込み線、のうちのいずれかである

ことを特徴とする包装箱。

【請求項 4】

請求項1乃至3のいずれか一項に記載の包装箱であって、

前記第2の破断線は、ミシン目、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、及びつなぎ部分を有する切り込み線、のうちのいずれかである

40

ことを特徴とする包装箱。

【請求項 5】

請求項1乃至4のいずれか一項に記載の包装箱であって、

前記領域の、前記第1の辺又は前記第2の辺と垂直な前記他の2辺に相当する部分に形成される前記破断線は、ミシン目又はつなぎ部分を有する切り込み線である

ことを特徴とする包装箱。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

50

この発明は、情報表示片の切り離しが可能な包装箱に関し、とくに堅牢性を備えるとともに情報表示片の容易かつ綺麗な切り離しを可能とする技術に関する。

【背景技術】

【0002】

特許文献1には、食品、医薬品等の説明文を多く記載しなければならない商品で保管したい情報を部分的に簡単に切り取り保管できる表示パネル付き易開封性カートンに関して記載されている。上記カートンは、後パネル、側パネル、前パネル、側パネル、表示パネルが折れ線を介して折り曲げ可能に連設され、後パネルの上辺には天下パネルが、下辺には底辺が折れ線を介して折り曲げ可能に連設され、前パネルの上辺には天パネルが、下辺には底パネルが折れ線を介して折り曲げ可能に連設され、両側パネルの上辺および下辺には折り込み片がそれぞれ折れ線を介して折り曲げ可能に連設されたブランクを組み立てて構成され、後パネルの表示パネルを重ね合わせた領域に切り取り手段により切り取り可能な切り取り部を設け、後パネルの表示パネルを重ね合わせた領域の切り取り部以外の領域で後パネルに表示パネルを部分的に接着して重ね合わせて構成される、と記載されている。

10

【0003】

特許文献2には、情報カードを切取ることができる包装容器に関して記載されている。上記包装容器は、複数の面から成り、包装容器の複数の面のうち少なくとも一面が外側片及び内側片から成る二重構造であり、外側片には、第一情報が印刷されたカード状部が切除部を介して切除可能に構成され、内側片には、カード状部によって覆われる部分に第二情報が印刷され、外側片の裏面には接着剤が塗布されるとともに内側片の前記第二情報の表面には透明の剥離剤が塗布されることにより、内側片の第二情報の表面において、カード状部が内側片から剥離可能に構成され、カード状部の表面には、外部印字装置によって印字する印字スペースを有し、印字スペースの側端部は、容器側面から10.0mm以内の位置に配置される、と記載されている。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2002-154530号公報

【特許文献2】特開2014-108810号公報

30

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1乃至特許文献2に記載されているカートンや包装容器（以下、包装箱と総称する。）のように、包装箱に表示パネルや情報カード（以下、情報表示片と総称する。）を切り離し可能に設ける場合は、情報表示片を容易かつ綺麗に包装箱から切り離すことができるとともに、製造時や搬送時等における包装箱の堅牢性を確保する必要がある。また包装箱に情報表示片を設ける場合は、情報表示片に印字を行う際の制約（印字装置の印字可能範囲に基づく制約）を考慮する必要もある。

40

【0006】

本発明はこうした背景に鑑みてなされたもので、堅牢性を備えるとともに情報表示片を容易かつ綺麗に切り離すことが可能な包装箱を提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記目的を達成するための本発明の一つは、4つの側面板と、前記4つの側面板により構成される筒体の各端面に設けられる2つの端面板と、を備えて構成される略直方体状の包装箱であって、ブランクを組み立てることにより構成され、前記ブランクは、互いに平行に設けられた折曲線を介して接続された前記4つの側面板と、前記4つの側面板の接続方向の一端に前記折曲線に平行な折曲線を介して延設された接続片とを有し、前記筒体は、前記ブランクを前記折曲線において折り曲げるとともに前記接続片を前記4つの側面板

50

の接続方向の他端の前記側面板に接着し、前記ブランクを立体的に立ち上げることにより構成され、少なくとも何れかの前記側面板の面内に情報表示片となる略矩形の領域が設けられ、前記領域の第1の辺は、当該領域が設けられている前記側面板の前記折曲線の近傍に当該折曲線に沿って設けられ、前記第1の辺に相当する部分に当該第1の辺に沿って第1の破断線が形成され、前記領域の、前記第1の辺に対向する第2の辺に相当する部分に当該第2の辺に沿って第2の破断線が形成され、前記領域の裏面側に、前記第1の辺の近傍に当該第1の辺に沿って第1の切り込み線が、前記第2の辺の近傍に当該第2の辺に沿って第2の切り込み線が、夫々形成され、前記第1の切り込み線及び前記第2の切り込み線は、いずれも前記ブランクの厚みの一部を残して切り込まれ、前記領域の、前記第1の辺又は前記第2の辺と垂直な他の2辺に相当する部分に、当該他の2辺の夫々に沿って破断線が形成されていることとする。

【0008】

このように、本発明の包装箱においては、側面板の面内に情報表示片となる略矩形の領域を設け、上記領域の第1の辺に相当する部分に当該第1の辺に沿って第1の破断線を形成し、第1の辺に対向する第2の辺に相当する部分に当該第2の辺に沿って第2の破断線を形成し、当該側面板の裏面側に、第1の辺の近傍に当該第1の辺に沿って第1の切り込み線を、第2の辺の近傍に当該第2の辺に沿って第2の切り込み線を、夫々前記ブランクの厚みの一部を残して（例えば、ハーフカット線として）形成しているので、ユーザが上記領域の第1の辺又は第2の辺と垂直な他の一辺の近傍を掴んで上記領域を捲り上げるようにすることで、情報表示片を側面板から容易かつ綺麗に切り離すことができる。

【0009】

より詳細には、上記2つの切り込み線は、ユーザが上記領域を捲り上げるようにした際、ブランクに層間剥離を誘起させるように作用する。このため、上記2つの破断線は、いずれもブランクの厚みの一部を残して切り離され、それによりユーザが上記領域を上記破断線に沿って側面板から切り離す際に必要とされる力が緩和され、ユーザは情報表示片（上記領域）を容易かつ綺麗に包装箱から切り離すことができる。

【0010】

尚、折曲線の近傍（折曲線上を含む）に第1の破断線を形成することにより包装箱の堅牢性が低下するが、上記2つの切り込み線によって情報表示片（上記領域）の切り離しの容易さが向上する分、第1の破断線の強度を高めることができ、包装箱の堅牢性を確保することができる。

【0011】

本発明のうちの他の一つは、上記包装箱であって、前記領域が形成されている前記側面板の面内に、前記領域の前記第1の辺又は前記第2の辺と垂直な他の一辺に隣接して、外部から押圧することにより破断する破断部が形成されていることとする。

【0012】

ユーザは破断部を押圧して破断させて孔を開け、上記孔に指を差し込んで情報表示片となる領域の端を掴んで捲り上げるようにすることで、情報表示片を容易に包装箱から切り離すことができる。

【0013】

尚、前記第1の破断線は、例えば、ミシン目、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、及びつなぎ部分を有する切り込み線、のうちのいずれかである。

【0014】

また前記第2の破断線は、例えば、ミシン目、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、前記ブランクの厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、及びつなぎ部分を有する切り込み線、のうちのいずれかである。

【0015】

また前記領域の、前記第1の辺又は前記第2の辺と垂直な前記他の2辺に相当する部分に形成される前記破断線は、ミシン目又はつなぎ部分を有する切り込み線である。

【0016】

第1の破断線、第2の破断線、及び他の2辺に形成される破断線をこのような形態とすることで、包装箱に要求される強度を確保しつつ、情報表示片を容易かつ綺麗に包装箱から切り離すことができる。

【0017】

その他、本願が開示する課題、及びその解決方法は、発明を実施するための形態の欄、及び図面により明らかにされる。

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、堅牢性を備えるとともに情報表示片を容易かつ綺麗に切り離すことが可能な包装箱を提供することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】開封前の状態の包装箱10を一方の端面側から眺めた斜視図である。

【図2】開封前の状態の包装箱10を他方の端面側から眺めた斜視図である。

【図3】開封後の状態の包装箱10を一方の端面側から眺めた斜視図である。

【図4】ブランク5を包装箱10の表面側から眺めた図である。

【図5】ブランク5を包装箱10の裏面側から眺めた図である。

【図6】包装箱10の組み立てから廃棄までの流れを説明するフローチャートである。

【図7】包装箱10から情報表示片70を切り離す手順を説明する図である。

20

【発明を実施するための形態】

【0020】

以下、本発明の実施の形態につき図面とともに説明する。尚、以下の説明において、同一の又は近似する構成について同一の符号を付して重複した説明を省略することがある。

【0021】

図1及び図2は、いずれも本発明の一実施形態として説明する、全体略直方体状を呈する包装箱10の開封前の状態（封緘（封函）状態）を示す斜視図である。図1は、包装箱10を一方の端面側から眺めた図であり、図2は、包装箱10を他方の端面側から眺めた図である。図3は、包装箱10を上記一方の端面側から眺めた、開封後の包装箱10の状態を示す斜視図である。

30

【0022】

図4は、図1乃至図3に示した包装箱10の形成片（以下、「ブランク5」とも称する。）を、包装箱10の表面側から眺めた図であり、図5は、ブランク5を包装箱10の裏面側から眺めた図である。ブランク5は、例えば、厚紙や板紙等のブランクシートを打ち抜くことにより形成される。

【0023】

図4及び図5において、破線は山折線を、一点鎖線は谷折線を、点線は破断線を、実線はブランク5の厚みの一部を残して切り込んだ（ブランク5を厚さ方向に所定深さまで切り込んだ）切り込み線（例えば、ハーフカット線）を、夫々示す。破断線は、例えば、ミシン目、ブランク5の厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、ブランク5の厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、及びつなぎ部分を有する切り込み線等である。尚、ブランク5に設けられる各破断線の態様は、包装箱10に要求される強度や後述する情報表示片70の切り離しの容易さ等を考慮して適切に選択される。また後述するように、ブランク5に設けられる破断線は、山折線としても機能することがある。

40

【0024】

図4に示すように、ブランク5は、夫々の長尺辺が互いに平行になるように接続された4つの側面板（第1側面板11、正面板12、第2側面板13、及び背面板14）、上記4つの側面板の接続方向の一端に延設された細幅な略矩形形状の接続片17（グルーフラップ）、背面板14の上記接続方向に対して直角方向の一方の短尺辺に延設された第1端面板15（天面板）、背面板14の上記接続方向に対して直角方向の他方の短尺辺に延設さ

50

れた、略三角形の第2端面16（底面板）の構成片16a、及び正面12の上記連接方向に対して直角方向の上記構成片16aと同じ側の短尺辺に延設された、略三角形の第2端面16（底面板）の構成片16bを有する。

【0025】

第1側面11、正面12、第2側面13、背面14、及び接続片17は、夫々の長尺辺を境界としてこの順に連接され、これらによって包装箱10の内容物が収納される角筒状の筒体が形成される。上記筒体の形成に際し、接続片17は、その表面側に接着剤（ホットメルト等）を塗布して第1側面11の裏面側に接着される。

【0026】

正面12と背面14は同形状（略長方形）であり、これらは前述した筒体において対面する一対の側面を構成する。また第1側面11と第2側面13は同形状（略長方形）であり、これらは前述した筒体において対面する一対の側面を構成する。第1端面15は、前述した筒体の一方の端面を塞ぐように設けられる。また第2端面16の構成片16a、16bは、前述した筒体の他方の端面を塞ぐように設けられる。尚、図4に示すように、この例では、正面12（又は背面14）の面積が第1側面11（又は第2側面13）の面積と等しくなっているが、正面12（又は背面14）の面積と第1側面11（又は第2側面13）の面積は異なってもよい。また各側面の長尺辺と短尺辺の関係（いずれの辺を長尺辺又は短尺辺とするか）についても同図に示す態様に限られない。

【0027】

図4に示すように、第1側面11と正面12との境界には山折線31が、正面12と第2側面13との境界には山折線32が、夫々形成されている。また第2側面13と背面14との境界には山折線41が、背面14と接続片17との境界には山折線42が、夫々形成されている。山折線31、山折線32、山折線41、及び山折線42はいずれも互いに平行である。

【0028】

図4に示すように、第1側面11の、前述した筒体が形成された状態で第1端面15が存在する側には、山折線61を介して略矩形のフラップ111が、また第1側面11の、前述した筒体が形成された状態で第2端面16の構成片16a、16bが存在する側には、山折線62を介して略三角形のフラップ112が、夫々延設されている。また第2側面13の、前述した筒体が形成された状態で第1端面15が存在する側には、山折線63を介して略矩形のフラップ131が、また第2側面13の、前述した筒体が形成された状態で第2端面16の構成片16a、16bが存在する側には、山折線64を介して略三角形のフラップ132が、夫々延設されている。

【0029】

背面14と第1端面15との境界には、山折線35が形成されている。また第1端面15の、背面14が連接する側と対向する側には、山折線36を介してタック151が延設されている。背面14と第2端面16の構成片16aとの境界には、山折線37が形成されている。正面12と第2端面16の構成片16bとの境界には、山折線38が形成されている。

【0030】

同図に示すように、第2端面16の構成片16aの斜辺にはタブ161aが、第2端面16の構成片16bの斜辺にはタブ161bが、夫々延設されている。前述した筒体が形成された状態において、第2端面16の構成片16a、16b、フラップ112、及びフラップ132を、夫々、山折線37、山折線38、山折線62、及び山折線64で折り曲げて組み合わせることにより、前述した筒体の底面が構成される。

【0031】

同図に示すように、表面12の、前述した筒体が形成された状態で第1端面15が存在する側の辺の中央付近には、外力が印加されることにより破断する、破断線125で囲まれた破断部126が形成されている。破断部126は、例えば、包装箱10の開封に

10

20

30

40

50

際しユーザが指を押し当てることにより破断し、包装箱 10 の開封に際し第 1 側面板 15 を開ける際のユーザの負荷を軽減する。

【0032】

< 情報表示片 >

第 2 側面板 13 の面内には、情報表示片 70 となる略矩形形状の領域が設けられている。情報表示片 70 の表面側には、包装箱 10 の内容物等に関する情報が印字もしくは印刷される。包装箱 10 が、例えば、医薬品の収納容器として用いられる場合、情報表示片 70 の表面には、例えば、医薬品の名称、種別、有効期限（使用期限）、製造番号、ロット番号、コード等の情報が記載される。

【0033】

上記領域の第 1 の辺 71 は、山折線 41 の近傍に当該山折線 41 に沿って設けられている。このように第 1 の辺 71 を山折線 41 の近傍に設けているのは、印字装置を用いて情報表示片 70 に印字を行う際の制約（印字装置の印字可能範囲に基づく制約）を満たす必要があるからである。第 1 の辺 71 と山折線 41 との間隔は、包装箱 10 に必要とされる強度が確保されるように選択もしくは設定される。本例では、第 1 の辺 71 は山折線 41 上に設けられている。第 1 の辺 71 に相当する部分には第 1 の破断線が形成されている。第 1 の破断線は、例えば、ミシン目、ブランク 5 の厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、ブランク 5 の厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、つなぎ部分を有する切り込み線等である。

【0034】

上記領域の、第 1 の辺 71 に対向する第 2 の辺 72 は、山折線 32 の近傍に当該山折線 32 に沿って設けられている。第 2 の辺 72 と山折線 32 との間隔は、包装箱 10 に必要とされる強度が確保されるように選択もしくは設定される。第 2 の辺 72 に相当する部分には第 2 の破断線が形成されている。第 2 の破断線は、例えば、ミシン目、ブランク 5 の厚みの一部を残して切り込んだ切り込み線、ブランク 5 の厚みの一部を残して切り込んだつなぎ部分を有する切り込み線、つなぎ部分を有する切り込み線等である。

【0035】

上記領域の、第 1 の辺 71 及び第 2 の辺 72 と垂直な、他の二辺（以下、夫々、第 3 の辺 73、第 4 の辺 74 と称する。）となる部分には、夫々、第 3 の破断線及び第 4 の破断線が形成されている。第 3 破断線及び第 4 の破断線は、例えば、ミシン目又はつなぎ部分を有する切り込み線である。

【0036】

第 2 側面板 13 の、上記領域の第 3 の辺 73 に隣接する部分には、ユーザが外部から指で押圧することにより破断する、略半円状の破断部 80 が形成されている。破断部 80 の周囲には、破断線 81 が形成されている。破断部 80 を破断させることにより形成される孔は、ユーザが情報表示片 70 を第 2 側面板 13 から切り離そうとする際に指掛け孔として機能する。尚、破断線 81 の一部には破断部 80 の脱落を防ぐための所定長さのつなぎ部分が設けられている。

【0037】

図 5 に示すように、上記領域の裏面側には、第 1 の辺 71 の近傍に当該第 1 の辺 71 に沿って伸びる第 1 の切り込み線 91 と、第 2 の辺 72 の近傍に当該第 2 の辺 72 に沿って伸びる第 2 の切り込み線 92 とが形成されている。第 1 の切り込み線 91 及び第 2 の切り込み線 92 は、例えば、ブランク 5 の厚みの一部を残して切り込んだ（ブランク 5 を厚さ方向に所定深さまで切り込んだ）切り込み線（例えば、ハーフカット線）である。第 1 の切り込み線 91 の両端は、夫々第 3 の辺 73 及び第 4 の辺 74 に達している。また第 2 の切り込み線 92 の両端は、夫々第 3 の辺 73 及び第 4 の辺 74 に達している。第 1 の切り込み線 91 及び第 2 の切り込み線 92 は、いずれもブランク 5 の厚みの一部を残して切り込まれている。第 1 の切り込み線 91 及び第 2 の切り込み線 92 は、途中に 1 つ以上のつなぎ部分を有していてもよい。

【0038】

尚、包装箱 10 から切り離された情報表示片 70 は、全体が一つの情報表示片 70 を構成する形態とすることもできるし、複数の情報表示片 70 に分轄して用いられる形態とすることもできる。本実施形態の情報表示片 70 は、その面内に第 3 の辺 73 又は第 4 の辺 74 に平行に設けられた破断線 75 において 2 つの小片に分轄することができる。

【0039】

< 包装箱の製造から廃棄までの流れ >

続いて、図 6 に示すフローチャートとともに、包装箱 10 の製造から廃棄（組み立て 箱詰め 封緘（封函） 開封 再封 解体 廃棄）までの流れについて説明する。

【0040】

包装箱 10 の組み立てに際しては、まずカートニングマシン（製函機）等を用い、ブランク 5 の 4 つの側面板（第 1 側面板 11、正面板 12、第 2 側面板 13、及び背面板 14）と接続片 17 とを、山折線 31、山折線 32、山折線 41、及び山折線 42 に沿って折り曲げる（S611）。

10

【0041】

続いて、接続片 17 の表面に接着剤（ホットメルト等）を塗布し、接続片 17 の表面を第 1 側面板 11 の裏面に接着する（S612）。尚、例えば、包装箱 10 の製造業者は、輸送（運送）効率のよいこの状態で包装箱 10 を内容物の製造業者に引き渡す。

【0042】

続いて、カートニングマシン（製函機）等を用いてブランク 5 を立体的に立ち上げることにより、前述した筒体を形成する（S613）。

20

【0043】

続いて、筒体に包装箱 10 の内容物を箱詰めし（S614）、包装箱 10 を封緘（封函）する（S615）。

【0044】

その後、包装箱 10 は、流通経路等を経てユーザの手にわたる。ユーザは、開封作業を行って内容物を取り出し（S616）、情報表示片 70 を包装箱 10 から切り離す（S617）。その後、包装箱 10 は解体され（S618）、廃棄される（S619）。

【0045】

< 情報表示片の切り離し手順 >

続いて、情報表示片 70 の切り離し手順について具体的に説明する。

30

【0046】

まず図 7 に示すように、ユーザは破断部 80 を指で押し込んで破断させて孔を開け、上記孔に指を差し込んで情報表示片 70 の第 3 の辺 73 の近傍を指で摘んで情報表示片 70 を捲り上げるようにする。これにより情報表示片 70 が第 2 側面板 13 から切り離される。尚、前述したように、2 つの切り込み線（第 1 の切り込み線 91 及び第 2 の切り込み線 92）は、いずれもブランク 5 の厚みの一部を残して切り込まれており、上記 2 つの切り込み線 91、92 は、ユーザが情報表示片 70 を捲り上げた際、当該情報表示片 70 に層間剥離を誘起させるように作用する。具体的には、上記捲り上げによって、情報表示片 70 の、第 1 の辺 71（第 1 の破断線）と第 1 の切り込み線 91 とで囲まれた矩形領域 711、及び第 2 の辺 72（第 2 の破断線）と第 2 の切り込み線 92 とで囲まれた矩形領域 712 に、夫々、層間剥離が生じる。これにより第 1 の破断線及び第 2 の破断線は、ブランク 5 の厚みの一部を残して切り離され、それによりユーザが情報表示片 70 を第 2 側面板 13 から切り離す際に必要とされる力が緩和され、ユーザは手を痛めることなく容易かつ綺麗に情報表示片 70 を包装箱 10 から切り離すことができる。

40

【0047】

尚、第 1 の辺 71 の近傍に第 1 の破断線を形成することにより包装箱 10 の堅牢性は低下するが、上記 2 つの切り込み線によって情報表示片 70 の切り離しの容易さが向上する分、第 1 の破断線の強度を高めることができ、包装箱 10 の堅牢性を確保することができる。

【0048】

50

以上に説明したように、本実施形態の包装箱 10 においては、第 2 側面板 13 の面内に情報表示片 70 となる略矩形形状の領域を設け、上記領域の第 1 の辺 71 に相当する部分に当該第 1 の辺 71 に沿って第 1 の破断線を形成し、第 1 の辺 71 に対向する第 2 の辺 72 に相当する部分に第 2 の辺 72 に沿って第 2 の破断線を形成し、第 2 側面板 13 の裏面側に、第 1 の辺 71 の近傍に第 1 の辺 71 に沿って第 1 の切り込み線 91 を、第 2 の辺 72 の近傍に第 2 の辺 72 に沿って第 2 の切り込み線 92 を、夫々ブランク 5 の厚みの一部を残して（例えば、ハーフカット線として）形成しているので、ユーザが上記領域の第 1 の辺 71 又は第 2 の辺 72 と垂直な他の一辺の近傍を掴んで上記領域を捲り上げるようにすることで、情報表示片 70（上記領域）を包装箱 10 から容易かつ綺麗に切り離すことができる。

10

【0049】

ところで、以上の説明は、本発明の理解を容易にするためのものであり、本発明を限定するものではない。本発明は、その趣旨を逸脱することなく、変更、改良され得ると共に、本発明にはその等価物が含まれる。

【0050】

例えば、包装箱 10 の端面板の構成は以上に説明した構成に限られない。例えば、第 2 端面板 16（底面板）は、第 1 端面板 15（天面板）と同様の構成であってもよい。

【0051】

また例えば、本発明の適用対象となる包装箱は、医薬品の収納容器として用いられるものに限定されない。

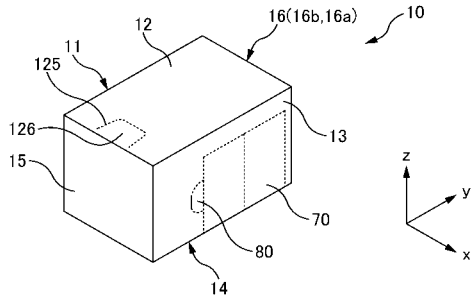
20

【符号の説明】

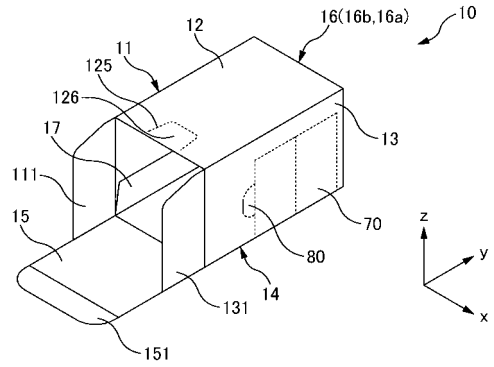
【0052】

5 ブランク、10 包装箱、11 第 1 側面板、111, 112 フラップ、12 正面板、13 第 2 側面板、131, 132 フラップ、14 背面板、15 第 1 端面板、151 タック、16 第 2 端面板、16a, 16b 第 2 端面板の構成片、161a, 161b タブ、17 接続片、31, 32 山折線、35~38 山折線、41, 42 破断線、61~64 山折線、70 情報表示片、71 第 1 の辺、72 第 2 の辺、73 第 3 の辺、74 第 4 の辺、75 破断線、80 破断部、81 破断線、711 矩形領域、712 矩形領域

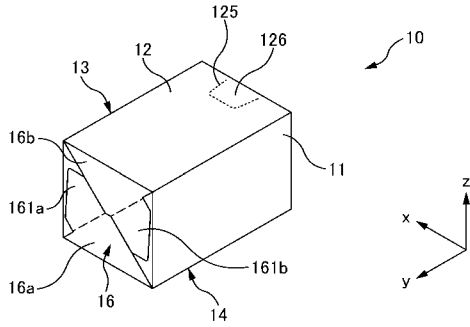
【 図 1 】



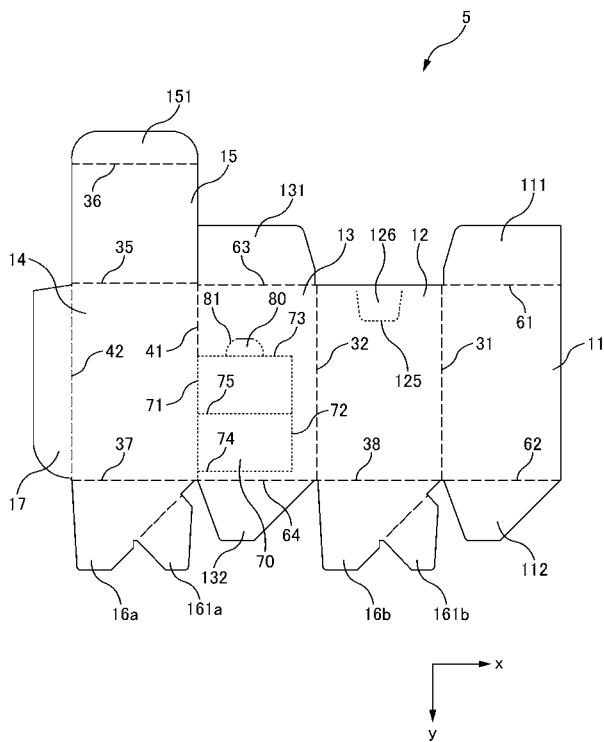
【 図 3 】



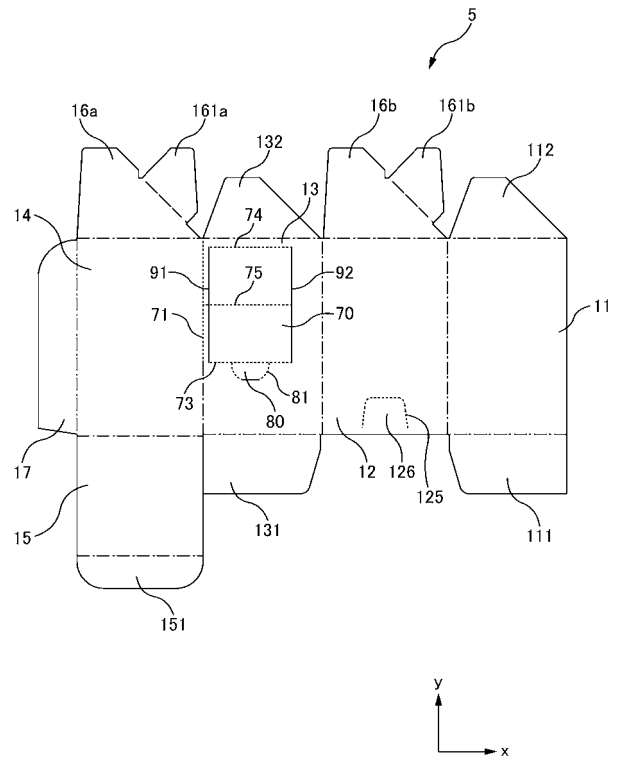
【 図 2 】



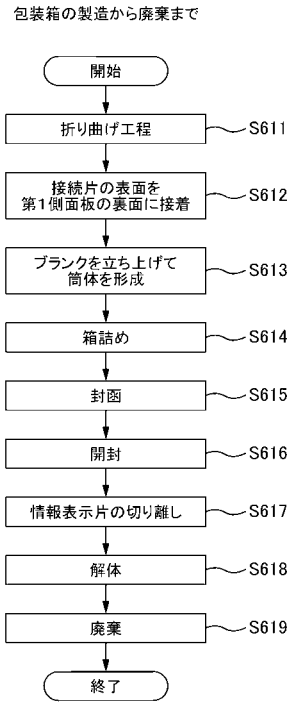
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

